

こんにゃく入りゼリーによる窒息事故の再発防止について

平成 20 年 10 月 16 日

消費者安全情報総括官会議申合せ

こんにゃく入りゼリーによる窒息事故については、昨年来、関係者による再発防止に向けた取組にもかかわらず、新たな死亡事故が発生していることに鑑みて、早急に政府一体となって再発防止に取り組んでいくため、下記のとおり申し合わせる。

記

1 消費者への注意喚起等

(1) 関係団体等への協力要請

- ・既に流通している注意喚起の表示が小さな商品や表示がない商品について、包装の上からシールを貼付して一層の注意喚起を図る、店頭から自主回収を行う、店頭において注意情報を提供するなど、当該商品による新たな事故発生を防止するために必要な措置を講ずるよう、製造及び流通関係団体等に対して、関係府省連名による協力要請を行う
- ・農林水産省は、消費者へのわかりやすい注意情報（窒息死亡事故発生のリスク、一般的なゼリーとの違い等）の提供を徹底するための措置を特に講ずる場合を除き、新たに商品を流通させないよう、製造関係団体等に対して協力要請を行う

(2) 行政からの周知

- ・関係府省は、様々な媒体（ホームページ、情報提供誌等）を通じて、消費者へのわかりやすい注意情報の提供を行う
- ・関係府省は、地方公共団体を通じ、関係機関（児童福祉施設、老人福祉施設、介護保険施設、学校、学校法人等）に対して、乳幼児、児童や高齢者の方々が食べることのないよう等周知するとともに、これらの方々に提供することのないよう等要請する

2 改善策

(1) 表示、形状、物性等の改善

- ・農林水産省は、表示、形状、物性や販売方法などについて、製造関係団体等に対して改善策を講ずるよう協力要請を行う

- ・特に、形状及び物性等の改善については、消費者目線から検討を進め、年内を目途として、再発の防止につながる実効的な改善策を講ずるよう求める

(2) 改善状況の把握と情報提供

- ・農林水産省、独立行政法人国民生活センターは、表示、形状、物性、販売方法などの改善状況について適時把握を行い、関係機関及び一般消費者に対して情報提供を行う

3 今後の検討課題

- (1) 厚生労働省は、年度内を目途として、こんにゃく入りゼリーを含む食品による窒息の要因及び事例の分析、窒息リスクに関する意識調査等を通じ、こんにゃく入りゼリーの他、もち、あめ等の食品による窒息事故の再発防止等に関わる科学的知見の集約等を進める
- (2) 食品安全委員会は、(1) で得られた知見及び他機関の協力を踏まえて、こんにゃく入りゼリーの物理的・化学的等要因が人の健康に及ぼす影響についての評価（諸外国が実施した評価のレビューを含む）を行う
- (3) 内閣府は、上記の改善状況の把握、調査、評価等を踏まえ、消費者庁発足後の対応方針について検討を進める